



全国センター通信

毎月 1日発行
 年額 1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
 〒 113-0034
 東京都文京区湯島 2 - 4 - 4
 平和と労働センター・全労連会館 6階
 発行責任者：岩永千秋
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 http://www.inoken.gr.jp
 e-mail: info@inoken.gr.jp

マツヤデンキ 小池さんの労災補償が確定！

最高裁判所が国の上告を棄却

最高裁（第一小法廷、宮川光治裁判長）は(株)マツヤデンキに勤めていた心臓機能障害者（3級）の小池勝則さん（享年37歳）が2000年12月24日に自宅で死亡した事件について2011年7月21日、国の上告受理申し立て（2010年4月30日）に対して「民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない」として上告を棄却しました。これにより豊橋労働基準監督署長が業務外とした処分を取り消した名古屋高等裁判所の判決が確定。国の上告が棄却され小池さんの労災が認められました。

第三百十八条一項に示されている内容＝最高裁判所に上告した場合、最高裁判所は原判決に最高裁判所の判例と相反する判断がある事件、その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、受理することができるが、それに該当しないものは受理しない。

障害者の労災認定は「当該労働者が基準」と名古屋高裁

名古屋高等裁判所は一審判決（2008年3月26日）を取り消して小池さんの労災を認める判決を出しました。（2010年4月16日）

判決は「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」と憲法第27条を引用。業務の負荷について「身体障害者であることを前提として業務に従事させた場合には、その業務起因性の判断は当該労働者が基準になるというべきである」「過重業務による疲労ないしストレスの蓄積からその自然的悪化を超えて発生したものと認めるのが相当である」と本人を基準に過重な労働であったと判断しました。

労災認定基準の改訂を！

労災の認定基準は「平均的労働者」を基準としてきました。しかし「平均的労働者」という実体は存在しません。今回の判決を尊重して個人の人にとって過重労働であったか否かを問う「個人基準」を取り入れることが求められます。とりわけ障がい者の働く条件の見直しが急務です。



愛労連定期大会で勝利報告をする小池友子さん

勝則さんの妻で原告の友子さんは「夫のがんばりが認められて本当にうれしい。障がいの有無に関わらず、誰もが安心して働ける社会に改善したい」と喜びを語りました。

この判決の確定は一人ひとりの労働者の安全配慮を目指す新たなたたかいの始まりです。

ご支援ありがとうございました。

提訴以来5年9カ月、全国のみなさんから温かいご支援を頂きました。署名は全国各地から届きその数は5万筆を大きく上回りました。また、カンパも多くの方々から頂き闘争資金として使わせて頂きました。あらためて御礼を申し上げます。

NPO法人愛知健康センターは障害者団体をはじめ東三河地域のみなさんと協力して支援活動を進めることができました。

（小池さんを支援する会事務局長 鈴木明男）

〈今月号の記事〉

地方センター 47都道府県の過半数を超える	2面
シリーズ 安全衛生活動の交流（第6回）	3面
各地・各団体 近畿/北海道/民放労連/奈良	
山口/東京/和歌山/大阪/山梨	4面～6面
全国センターの声明	7面
全国労働衛生週間にあたって	8面

地方センター 47都道府県の過半数を超える

～ 24番目に石川センターが再結成～

全国センターは、すべての都道府県に地方センターを結成する目標を定めて、支援の取り組みを行ってまいりました。目標年次にあと1年半となりましたが、当面の目標として、47都道府県の過半数を超える24地方センターの結成を追求してきました。

この目標に対しては、8月6日に石川センターが結成(再建)総会を行い、達成することができました。

次の目標、早期に30の地方センター結成を!

次に、最終目標に向かう途中の目標として、地方センター確立プロジェクトで討議が行なわれ、30の地方センターの結成を当座の目標にとりくみを強めることになりました。

ブロック制で支援体制強化を

具体的な方法として全国を7ブロックにわけ、普段の支援体制を作ることの検討も行なわれました。なお、ブロックに分けて地方センターの結成状況を検討すると、6県中1県の東北ブロックから、まもなく全県に地方センターが結成される近畿ブロックまで相当な差があることも確認されました。

地方センター交流会の開催

2012年2月12日(日)～13日(月)地方センター交流会を開催して情勢と課題を討議する集まりを行なうことになりました。この日程は、全国裁判闘争交流会(仮称)に続けて同会場にて行なう予定です。

(全国センター事務局次長 中林 正憲)

石川

石川センターが16年ぶりに再建

記念講演と再建総会

8月6日金沢市の交通会館にて16年ぶりに「働くもののいのちと健康を守る石川センター」が再建されました。石川では、1993年11月23日に「働くもののいのちと健康

を守る石川センター」が結成され、1994年5月に第1回労働安全衛生講座、「職場の安全衛生に関する実態調査アンケート」を実施し、1995年



1月に第2回総会を開催。その後、第3回総会を開くことなく、今日まで休眠状態となってまいりました。

今回、全国センターからの地方センターづくりの働きかけや石川県労連方針で再建が位置づけられたことから、県労連・医労連・民医連で話し合いがすすめられ、2011年3月から5回打ち合わせを持ってまいりました。

総会には記念講演として九州社会医学センターの田村昭彦医師(全国センター副理事長)から、地方センターの役割や労働者の健康をめぐる深刻な状況の報告がありました。

総会発言では、医労連から働くものの精神疾患の増加と職場の取り組みの報告、国労からアスベスト健診の取り組み、建交労トンネルじん肺、ダンプ労働者労災問題、城北病院筋医師からのトラック労働者の深刻な労働実態と健康問題などが報告されました。

当面の具体的な事業として、①「石川センター」としての運動の普及・宣伝、②職場の労働安全衛生活動の推進のための学習会、③石川労働相談センターと共同した「労災・職業病」相談活動などを確認しました。

代表委員に、苜也寸志(城北診療所所長・医師)飯森和彦(金沢合同法律事務所・弁護士)小倉恵美(石川県労働組合総連合議長)松浦健伸(石川県民主医療機関連合会会長・医師)と事務局長に長曾輝夫(県労連事務局長)の各氏を選出しました。

石川民医連・松浦会長の団結ガンバロー(写真)でこれからの運動の発展を決意しました。

(石川センター 馬渡健一)

2011年働く人びとのいのちと健康を守る北海道セミナー

日時・会場	10月15日(土) 10時～17時 札幌市・かでの2・7
参加費	会員1500円、会員でない方2000円(学生は半額)
メインテーマ	「今こそ安心・安全の労働を!～大震災から学んで～」
記念講演	田村昭彦氏(全国センター副理事長)
分科会	「職場の労安活動とメンタルヘルス」「労災・公務災害の認定と補償」 「アスベスト被害の予防と救済」「震災・原発事故と労働者の健康」
申込み先	北海道センター Tel 011-825-4032 Fax 011-825-4040

シリーズ 安全衛生活動の交流

第6回

北九州市職労の安全衛生に関する要求

自治労連北九州市職労2011年安全衛生に関する要求

北九州市職労の安全衛生に関する要求は、働きやすい職場環境や職員の健康対策など幅広い課題を取りあげており、各単組の要求づくりにも参考になる内容となっています。

労働時間短縮、休暇制度、働きやすい職場環境について

- (1) 「労働時間の適正な把握のために、使用者が講ずべき措置に関する基準について」の厚生労働省通達を遵守し「出退勤管理システム」を十分活用し、時間外の在庁者管理を適正に行い、北九州市役所、および市に関連するすべての事業所から不払い残業をなくすこと。
 - (2) 年休の完全取得など、労働者の権利の行使が保障される人員配置をすること。
 - (3) 労働時間を1日7時間(9時～17時、休憩1時間)とし、必要な人員と予算を措置すること。
 - (4) 休憩時間の選択制(8:30～17:00で休憩45分、または、8:30～17:15で休憩60分)の取得要件を拡充すること。
 - (5) 36協定の締結なしには、時間外命令をしないこと。
 - (6) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の厚生労働省通達を遵守し、職員の健康を守る措置を行うこと。また、超過勤務の実態を明らかにし、必要な人員を配置すること。
 - (7) 土日開庁職場も含めすべての職場で4週8休を実施し、そのための人員を確保すること。
 - (8) 年次有給休暇の時間単位の日数制限をしないこと。また、時間休暇の取得にあたっては、取得時間に関係なく、代替え職員を配置すること。
 - (9) 病気休暇取得日数の算定について、週休日を含めないこと。
- 通院のための時間病休を認めること。

職員の健康対策について

- (1) 職員の健康増進と快適職場づくりのために事業者としての安全配慮義務をはたすため、安全衛生(衛生)委員会事務局を強化すること。また、労働安全衛生に関する通達及び法改正について、その都度、具体的に職員に周知すること。
- (2) 「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平成4年労働省告示第59号)」にもとづき、職場環境を改善し、必要な措置を講ずること。
- (3) 「北九州市職員の心の健康づくりのための計画(平成20年4月)」にもとづいて全職員を対象に研修やストレス調査等を行い、職員のメンタルヘルス対策を推進すること。
- (4) メンタル不全になったときに病気休暇、休職、復職までの手続きや基準を明記したパンフレットを作ること。また、メンタル不全により休業した職員の職場復帰支援プログラムづくりに際しては、本人の意思を尊重して策定し、勤務軽減など必要な措置を講ずること。
- (5) いわゆる試し出勤期間中を公務災害の対象とすること。
- (6) サービス残業を根絶するために電子出退勤管理システムを厳格に運用すること。
- (7) 残業が月100時間以上の職員がいる職場については、職場名を公表し、業務の状況報告と残業時間短縮の対策をあきらかにすること。また、年休取得促進のため、取得率が50%を下回る職場については、職場名を公表し、職場の状況報告と取得率向上の対策を講ずること。
- (8) パワーハラスメント(パワハラ)を根絶させる為の対策を講ずること。

自治労連「公務職場のいのちと健康を守る安全衛生活動の手引き」を5年ぶりに改定

2010年4月1日までの5年間で、75%、18万9千人の地方公務員が削減され、職場では「限界職場」ともいわれる職場環境となり、大きく様変わりしました。

メンタルヘルス不全が激増するとともに自死(自殺)も相次いでいます。

住民要求は多様化し、重要性を増す公務公共業務は、極めて不安定で劣悪な労働条件の臨時・非常勤職員に委ねられ、70万人に及ぶ「官製ワーキングプア」と呼ばれる人たちが仕事を支えています。

同時に、この5年間は、21世紀のILOの目標として「働きがいのある人間らしい仕事」=ディーセント・ワークが提起され支持されてきました。

日本では2006年に労働基準法が改正され、2008年3月1日に施行された労働契約法第5条に使用者の「安全配慮義務」が明記されました。

本書(写真)では、自治体職場での喫緊の課題となっているメンタルヘルス・ハラスメント問題について大幅に加筆しました。

職場環境が大きく変わる中でも、ディーセント・ワーク実現のため、安全衛生活動をおおいにすすめる「手引き」として、その活用を呼びかけています。

(お問合せは、自治労連賃金権利局)



各地・各団体のとりくみ

近畿

**各府県の「いの健」運動の前進めざす
全労連近ブロと初の学習交流集会**



「いの健」近畿ブロック連絡会と全労連近畿ブロックが共催し、民医連近畿地協が後援する「近畿ブロック・働く者のいのちと健康を守る学習交流集会」が7月9～10日の2日間、京都の「大原山荘」で開かれました(写真)。近畿規模でこうしたとりくみを行うのは初めてのことで、2日間にわたって、学習を深め、各地の労働安全衛生、労災・職業病のとりくみを交流しました。

初日は「今こそディーセントワークの実現を」のテーマで田村昭彦全国センター副理事長が講演。パワーポイントを駆使して、東日本大震災でのアスベスト対策や健康障害予防、メンタルヘルスにふれ、全国センターとして国に要請書を提出したことを報告しました。また、人間らしい働きがいある仕事＝ディーセントワークについて、現在の日本政府がILOの労働時間に関する条約のほとんどを批准していないことを指摘し、ディーセントワークとそれを保障する社会の実現こそ課題であると強調しました。

つづいて「いの健地方センターの現状と課題」のテーマで岩永千秋全国センター事務局長が報告。全国センターが1998年に結成され、現在23都道府県の地方センターが結集し、各センターは働くもののいのちと健康に関するさまざまな活動とともに、被災者に身近な相談相手としてなくてはならない存在になっていること、地方センターの活動強化は職場での労安活動の活性化にとっても重要であること、全県でのセンターの確立が急務であることを強調しました。2日目は、2府4県の労連・センターから活動報告が行われ、兵庫から、北川労連事務局長が「年内にセンターを再建する」と表明し、大きな拍手に包まれました。

(大阪センター「輝くいのち」No124号をもとに編集)

北海道

**仲間の被災を何とかしたい
北商連でアスベスト学習会**

北海道商工団体連合会(北商連)は、5月10日、民商共済会の専務理事を対象にアスベスト学習会を開催し、11民商の専務理事が参加しました。

最初に、環境再生保全機構が作成したDVD「石綿・アスベスト健康被害と救済」を見て、勤医協伏古10条クリニック事務主任の小川浩司さんに、さらに詳しくアスベストが使われている作業現場などの写真も使いながらお話をいただきました。

共済会の死亡弔慰金や入院見舞金支払いの原因分類で、09年度は肺がんの死亡が4人、入院が33人、中皮腫での入院が9人、10年度では肺がんによる死亡が10人、入院は52人、中皮腫による死亡3人、入院1人と肺がんによる死亡と入院が急速に増え、中皮腫での死亡や入院も出てきました。

4月に開催されたアスベスト被害相談会の案内を建設関連の会員に送り、当日は帯広や苫小牧からも相談にきましたが、あとから「『アスベスト被害相談会』の案内が来ていたが、仕事で行けなかった。アスベストのことが知りたい」などの問い合わせが民商の事務所にも来ています。今後は、環境再生保全機構から取り寄せたDVDと各種パンフレットや救済法の申請用紙なども活用して、各民商でも学習会を開催し、救済制度の事務手続きの簡素化やアスベスト検診の充実などをもとめて運動を強めようと話し合っています。(北商連 和田香織)

(「北海道センターにゆーす」No318号より転載)

**民放
労連**

36協定の冊子が完成

京都放送労組のとりくみ

京都放送労働組合は、今年4月に時間外労働の上限を1カ月45時間とする特別条項付の正式な36協定を締結した。このたたかひの記録を残すとともに、36協定の内容をまとめた冊子が完成した。

冊子では、はじめに京都放送労組谷口委員長が「今回締結した36協定を会社に遵守させ、労働条件を改善させる。そしてKBS京都構内で働く労働者の『いのちと健康を守る』ことを今後も重要方針として運動をしていく」と決意をのべている。ついで民放労連本部井戸書記長からのメッセージがあり「京都放送労組が実現した協定はまさに民放労連におけるモデル36協定と呼べるものであり、本部でもこの協定を全国に大いに宣伝させてもらいたい」と高く評価して、モデルケースとして活用していくとの考えを述べている。

また、取り組みの始まった02年から今年4月の協定締結までの9年間の取り組みについて時系列で詳しく記録している。そして今回締結した36協定のたたかひを総括して、①1カ月の時間外労働の上限時間は組合主張の45時間で、これは民放労連でも最短の部類に入る高水準である②1カ月45時間を超える場合の割増率は50%を勝ちとり、民放労連の方針をクリアするーなど5項目の前進面をあげている。これら成果を勝ちとった要因として①組合が36協定を積極的に提案②厚生労働省の改正をとらえ取り組みを急ピッチで進めたーなど5項目をあげている。(機関紙「民放労連」939号をもとに編集)

各地・各団体のとりくみ

奈良

**新たなセンターを立ちあげるような気概で
奈良センターが総会**

6月17日、エルトピア奈良で総会を開催。17人が参加し、奈良センター再建に向けた思いを共有することができました。

働くもののいのちと健康を守る奈良センターは2005年3月26日に結成されました。

機関紙を活用した積極的な情報収集や提供、学習会の開催や電話相談などを取り組んできましたが最近ではセンター長や事務局長の体調不良もあり、(岡田事務局長はこの4月に逝去されました。ご冥福をお祈りします)活動が停滞していました。そこで私たちは、新たなセンターを立ち上げるような気概のもとに、岡田さんの無念な気持ちを取り戻し結成の原点に戻るために、久しぶりの総会を開催しました。

総会では、いの健近畿ブロック懇談会を代表して大阪センターの村上茂さんより連帯と激励のあいさつをいただきました。副センター長の永松孝志医師よりメンタルヘルス問題の特別講演がありました。

運動方針は、結成の原点に立ち返りこれから地道な行動を積み上げていくということで出席者全員で確認し、総会を終了しました。

新役員は、センター長に水野洋(医師)、副センター長に永松孝志(民医連)、井ノ尾寛利(奈労連)、事務局長に谷山義博(奈労連)の各氏を選出しました。

(奈良センター 谷山 義博)

山口

**メンタルヘルス、アスベスト対策を討議
第14回総会と講演**



5月29日、山口県セミナーパークで第14回総会を開催、50人が出席しました(写真)。

総会は第1部で、重点課題としてとりくんできたメンタルヘルス対策とアスベスト健康被害対策の1年間のとりくみを振り返り、労働組合にとってますます重要な課題となっていることを確認。

下請け・孫請けとして三菱下関造船で働いて、じん肺・アスベスト健康被害に罹患した損害賠償請求訴訟判決が目前にせまっています。支援労組の三菱重工支部下関造船分会の出席者から公平裁判を求める署名のとりくみと協力についてのお礼とこの裁判のもつじん肺・アスベスト認定闘争における重要性についての発言があり、注目

されました(注:6月27日の地裁判決は、じん肺法に抵触する不当判決。7月7日、広島高裁へ控訴)。

第二部の講演では、産業カウンセラーの大槻久美子さんが「元気のでるメンタルヘルス対策」について講演。

自身の経験に触れながら、心の健康の基礎的知識と労働組合に求められているメンタルヘルス対策と役割について強調。

閉会の挨拶では、最後に、1ヶ月後に迫っている7月2~3日に開催する第3回中四国ブロックセミナー in 山口湯田の成功に向けたとりくみを確認して閉会しました。

(山口県労安センター・田村 務)

東京

多様な発言で充実した総会

第8回総会



6月18日、午後1時半から24団体と個人の代議員を中心に68人の参加で総会を開催しました(写真)。

開催挨拶の後、恒例の総会の議事に組み込まれた記念講演が行われました。

「いま職場で必要な労働者の権利とは何か」のテーマで社会保険労務士の立場から鎌田勝典氏が講演しました。行政資料を通じての職場の実態や「労働法のない職場」の実情を相談事例を通して語り、それぞれの事例の解決方向を示しました。最後に労組などに望むこととして、「労働法の学習運動を」、「非正規労働者という日本の異常問題への真剣な取り組みを」と呼びかけました。

議案提案の後の討論は、13人が発言しました。

東日本大震災被災地支援の経験、母親の息子さんの過労死裁判の勝利判決の報告、首都圏建設従事者のアスベスト被害国家賠償の運動、厳しい青年労働者の労働実態の中から労災認定・裁判勝利をした経験、学校現場の実情と「労安活動」の前進、国家公務員への一律賃金カットなどのパッシングと過労死問題、労災職業病患者会の活動の前進、振動障害罹患者からの医療機関に求める訴えなど多様で豊富な発言が相次ぎました。

はじめて参加した区職労の代議員は「職場での様々な取り組みが聞けて勉強になった」と感想を述べていました。

議案を満場一致で採択し、新年度の役員を選出して午後5時20分、幕を閉じました。

(東京センター 色部 祐)

各地・各団体のとりくみ

和歌山

**安全衛生アンケートに7単組、47分会から回答
講演と第5回総会**

6月2日、第5回働くものいのちと健康を守る和歌山県センター総会を和歌山市内で開催しました(写真)。



総会に先だち、記念講演として、「安心して心身の健康を守り人間らしく働くために」の演題で、全国センター理事・佐々木昭三氏に講演していただきました。

講演では、労働運動総合研究所プロジェクトが「人間的な労働と生活の新たな構築をめざして」の最終報告にむけ作業をすすめていることを紹介。その中で「人間的な労働と生活」実現の3要件として、①「経済的ゆとり」、②「時間的ゆとり」、③「心身の健康」が必要であるとされていること。労働者のいのちと健康を守ることは、労働組合の原点であり、安全衛生体制が機能できているかどうかが重要であること。そのためには、要求闘争、労働組合・労働者参加を保障した安全衛生委員会の活用、労働協約の締結などとあわせて、社会保障闘争、健康で人間らしく働くルールの確立などを求める運動の重要性が話されました。

記念講演のあと、第5回総会にうつりました。10年度総括案、決算11年度事業計画・予算案が提案されました。10年度は、例年通りの学習活動としての講座と学習集会の取り組み以外に和歌山県評と共同して「労働安全衛生に関する取り組みアンケート」を実施し、7単組・47分会から回答があったことなどが報告され、提案はすべて原案どおり採択されました。

(和歌山県センター 藪野寛)

大阪

**「ほっと一息」する「妻の会」に注目
第44回職対連総会**

6月4日に大阪労災職業病対策連絡会第44回総会を開催しました(写真)。

1年間の総括では、労災申請や職場復帰などの支援活動、中心的な活動となっている職業病相談会(患者会)に加えて、病気の夫を支える妻の集う場としての「妻の会」が大きな注目を集めました。心の病の労働者を支える家族にとっても、「ほっと一息」する場が必要ではないか。そこで、家族が語り合う会として「妻の会」を試験的に行いました。今後、こうした取り組みも続けていきたいと思っています。

また、当事者として地域労組こぶしの宮本さんの労災認定の勝利報告(精神疾患)と現在も続く裁判の支援の

訴えがありました。パワハラが原因で頭痛症を発症し、団交を進めながら労災申請を行いました。労災については職対連が協力しました。宮本さんは「本人、地域労組、職対連、労基署の担当者が気持ちを一つにしてがんばったので、労災が認定されたのかなと思います。人と人とのつながりがしっかりあったから、認定にたどりつけた」と発言されました。



また、職場復帰に取り組む当事者、そして職業病相談会の参加者として建交労のSさん(精神疾患)が発言されました。Sさんは職場でいじめられ続けた経験を語るとともに、それを受けとめてくれた職業病相談会のことを「やっと自分の居場所ができた」と嬉しい声をあげられました。

現在の大阪職対連は限られた役員での活動になっています。活動をひろげる力には限度がありますが、今ある問題に一つ一つ地道に対応していきたいと思っています。

(大阪職対連 藤野ゆき)

山梨

方針に裁判闘争勝利を明確化

第13回総会

6月25日、山梨センターの第13回総会が甲府市で開催され(写真)、8団体18人が参加し、大震災後のいのちと健康の課題について討議し語り合いました。



萩原武勇理事長はあいさつで「人間らしく生きる、米山栄さんの勝利のように、勝つまでたたかう裁判闘争をめざし、がんばろう」と決意を述べました。

記念講演として全国センター理事の佐々木昭三さんが「全国センターの政策・制度要求とディーセントワーク」と題して講演され、その後、8人の方から質問がよせられ、講演が深められました。

総会は、2010年度活動報告・収支決算報告と2011年度活動方針・予算が提案されました。

県労連、医労連、自由法曹団、国民救援会、梨商連、日中友好協会、山梨民医連からつぎつぎと報告があり、活発な討議が行われ、「活動方針に裁判闘争勝利を明確化せよ」との提案が満場一致で可決されました。

ついで2年任期の役員改選を行い、提案どおり15人を選出しました。

(山梨県センターニュースNo.242号をもとに編集)

〈声 明〉

厚生労働省による労災保険裁判傍聴者情報収集に抗議し、「通知」の撤回、情報収集の中止を要求する

全国センターは、「労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について」の通知（厚生労働省）が裁判傍聴の権利を侵害する重要な問題として撤回を求める声明をいたしました。

厚生労働省が、国が被告となっている労災訴訟の傍聴者の情報を報告するよう、全国の労働局に通知を出していたことが、7月7日付「朝日新聞」の報道で明らかになった。

問題の通知は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課労災保険審理室長名で、都道府県労働局労働基準部長宛に昨年8月に出された「労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について」と題する文書である。同通知は、「共同処理事件への対応」と題した指示部分に、裁判に出廷した原告や傍聴者の状況等について、「その都度速やかに、かつ正確に報告すること」を求めている。

そもそも全国で起こされている労災訴訟は、仕事によって健康を害し、ひどい場合は自殺に追い込まれたなどの実態を告発し、その補償を求めるだけでなく、「同じような被害を二度と出たくない」との思いで訴えているものである。そして、その裁判の積み重ねによって、時代に合わなくなった国の認定基準の変更や労働安全衛生制度の改善を実現してきている。もともと、国による企業などへの指導や法的な整備が十分なされていないことが、労災を引き起こしてきた大きな原因である。労災訴訟を敵視する姿勢そのものが、労災を生み出しているのであり、厚生労働省の姿勢は断じて許すことができない。

また、裁判の傍聴は、憲法で保障された「裁判の公開」

(82条)にもとづく国民の大切な権利であり、上記通知は、傍聴の権利を侵害する重大な問題である。通知の背景には、国を相手に裁判をする人びとやその支援者を敵視する国の姿勢がある。国が、原告や傍聴者を監視し、その情報を収集・集積することは、それ自体重大な人権侵害である。このようなことがまかり通れば、裁判を傍聴しようとする国民は、国によって監視され、情報を収集されることを覚悟しなければ傍聴できない事態となり、「裁判の公開」は有名無実となってしまいかねないのである。

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、過労死・過労自死などの被災者救済・補償活動、過労死認定基準改正の活動に取り組んできた団体として、国による傍聴者の監視につながり、支援活動を委縮させかねない情報収集に強く抗議し、次の事項を要求する。

- 1、通知「労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について」をただちに撤回し、情報の収集を中止すること。
- 2、これまで、どの労災訴訟についてどんな情報を収集したのかを明らかにするとともに、収集した「原告側出廷者や傍聴者の状況等」に関する情報を速やかに処分すること。

2011年7月20日

働くもののいのちと健康を守る全国センター第4回理事会

シリーズ 相談室だより (55)

みなし年金給付基礎日額で大学生にも支給を

みなし年金給付基礎日額で大学生の給付確保を前々号(53)で、労災遺族年金の低さについて取り上げました。もうひとつの問題は労災就学援護費の運用です。教育費の支弁が困難な遺児の学費を補助する施策ですが、大学生に対する運用には制度上の盲点とも言える問題があります。労災就学援護費の給付を受けられるのは、年金給付基礎日額が16,000円未満の場合となっています。16,000円を超えれば年金額が十分なので対象にならないということです。しかし、大学生の場合は事情が変わってきます。年金給付額は子どもの人数によって決められた日数に給付基礎日額を掛けた額になります。子ども2人の場合は223日、1人の場合201日ですが、子どもが18歳になると子どもの分は含まれず、153日分に引き下げられます。当然のことですが、年金額は減額されます。しかし、学齢期の子どもが居ることには変わりはないのですから、引き下げられた年金から大学の経費を出さなければならなくなります。

給付基礎日額が16,000円の場合、子ども2人を含んだ年金額は356万8,000円ですが、18歳を超えると、244万8,000円となり、112万円も減額されます。それで、39,000円/人・月：2人の場合＝93万6,000円/年もの給付が受けられないのですから、年金額減額と給付の不支給を合わせて家計への実質的な負担増は200万円を超えます。

これは運用上の盲点とも言える問題であり改善が必要です。16,000円の支給制限は、年金額の多寡を判断する基準であり、単に給付基礎日額の数値で判断するのではなく、実際の年金額から逆に「みなし年金給付基礎日額」を算出してそれが16,000円以下であれば大学生の給付を認めるべきでしょう。年金給付基礎日額は年齢階層別最高限度額によって抑えられているので子どもが大学入学の年齢になれば給付基礎日額も減額され、「みなし年金給付基礎日額」は全て16,000円の枠内に納まります。

日弁連からも労災就学援護費の運用改善が要望されていますが、子どもの育ちを社会全体で支えるという「子ども手当」の理念を労災遺児にも適用すべきです。

(東京センター 廣田政司)

労働組合が主体の安全衛生活動を推進しよう 全国労働衛生週間（10月1日～7日）にあたって

戦後最悪の大震災と原発事故の発生から4カ月以上がたち、復興にむけた息吹が各地で起こっています。しかし、福島原発事故は、なお収束の見通しが立たず、被害が全国に拡大する深刻な実態が続いています。一方、震災を「口実」にした大企業による新たな「派遣切り」「非正規切り」、賃下げが、被災地のみならず全国各地で広がっており、こうした横暴を許さないたたかいが緊急の課題となっています。

こうしたなか2011年度全国労働衛生週間（10月1日から7日まで本週間、9月1日から30日まで準備期間）が、「見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場」をスローガンに実施されます。

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、会員団体とその組合員が、全国労働衛生週間を契機に、職場を健康にしていくこと、長時間過密労働を是正し、過労死を根絶すること、人間らしい安全な労働を保障する職場と社会を築くためのとりくみをいっそう促進することを呼びかけます。

1、労働組合の主体的・積極的なとりくみで労働者のいのちと健康を守ろう

広がるメンタルヘルス不健全は、職場の過重労働と人間関係の悪さが主要な原因であり、パワーハラスメントは、成果主義や非民主的な職場支配が背景にあることから、経営トップの姿勢を変える労働組合の主体的・積極的なとりくみがなければ変化をつくり出すことはできません。

メンタルヘルス、パワーハラスメントの実態把握を進めながら、事業者には、「心の健康づくり計画」や「職場復帰支援プログラム」、「パワーハラスメント防止規定」などの策定を求めていくことが大切です。

安全衛生委員会にいのちと健康を守る改善案を提案していきましょう。

例えば、職場に「不健康」をもたらしている要因ワーストスリーを選び、改善対策を提案するなど、労働者参加型、提案型の衛生週間にすることです。

2、労働安全衛生法にもとづく衛生活動が行われているか、総点検しよう

労働者の健康障害を防止するための職場巡視や健康診断、安全衛生委員会が定期的開催されているかなど、衛生活動が労働安全衛生法にもとづき行われているかどうかをチェックしていくことが重要です。準備期間を含む衛生週間中に総点検しましょう。

主なチェック項目は以下の通りです。

- ① 50人以上の事業所健診での有所見率は50%です。事業所健診がきちんと法にもとづき行われているか、健診結果が労働安全衛生委員会で検討され健康を守る対策が立てられているかどうか、チェックしましょう。
- ② 50人以下の事業所では、事業者の責任で安全衛生推進者、衛生推進者が配置されているかが重要です。配置されていない場合は直ちに要求しましょう。
- ③ 職場巡視や健康診断結果の分析と今後の対策などで産業医などの専門家の協力が得られているかどうか。産業医が配置されていない職場では、産業医の派遣等、産業保健推進センターなどの協力を得ていくことも重要です。
- ④ 派遣など非正規労働者の労働災害、メンタル疾患等の職業病が急増しています。同じ職場の仲間として非正規労働者の要求を大切にし、安全衛生活動を推進していきましょう。法律違反には労基署に告発し、派遣元や派遣先に労安法の罰則規定を適用させるとりくみも進めましょう。
- ⑤ 単産や地方センターが実施する労安学校への参加、「健康で安全に働くために」ブックレットや「いの健」全国センターが発行する「通信」「季刊誌」などを活用した学習活動を進めましょう。

2011年7月20日

働くもののいのちと健康を守る
全国センター第4回理事会